

第5-20表 最低賃金額の推移

Table 5-20: Changes in the minimum wage

	2010年	2015	2017	2018	2019		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額	local currency per hour(h)/day(d)/month(m)						
日本 1)	713	780	823	848	874	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	8.25~	10.20~	10.50~	10.85~	11.32~		CAN
	10.00	11.00	13.00	14.00	15.00	h	
イギリス	5.80	6.50	7.20	7.50	7.83	h	UK
ドイツ	—	8.5	8.84	8.84	9.19	h	DEU
フランス	8.86	9.61	9.76	9.88	10.03	h	FRA
オランダ 3)	1,407.6	1,501.8	1,551.6	1,578.0	1,615.8	m	NLD
ベルギー	1,387.50	1,501.82	1,531.93	1,562.59	1,593.81	m	BEL
スペイン	738.85	756.70	825.65	858.55	1,050.00	m	ESP
中国 4)							CHN
深圳市	1,000	1,808	2,030	2,130	2,200	m	Shenzhen
上海市	960	1,820	2,190	2,300	2,420	m	Shanghai
北京市	800	1,560	1,890	2,000	2,120	m	Beijing
韓国	4,110	5,580	6,470	7,530	8,350	h	KOR
マレーシア 5)	—	900	1,000	1,000	1,100	m	MYS
タイ 6)	206	300	310	310	325	d	THA
インドネシア 7)	1,118,009	2,700,000	3,355,750	3,648,035	3,940,972	m	IDN
フィリピン 8)							PHL
非農業	404	481	491	512	537	d	Non-agriculture
農業	367	444	454	475	500	d	Agriculture
インド 9)	203	348	374	513	538	d	IND
ベトナム 10)	1,340,000	3,100,000	3,750,000	3,980,000	4,180,000	m	VNM
ミャンマー	—	3,600	3,600	3,600	4,800	d	MMR
ラオス	569,000	900,000	900,000	900,000	1,100,000	m	LAO
カンボジア 11)	61	128	153	170	182	m	KHM
オーストラリア 12)	14.31~	16.87~	17.70~	18.29~	18.93~	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-19表 最低賃金制度(p.229～236)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。ただし、カナダの2019年は10月1日時点。

- 1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。
- 2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別職職種別最賃を定めている。
- 3) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年は21歳以上の月額最低賃金。
- 4) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 5) 全国一律。
- 6) 原則、バンコクなど7県。2013～2016年は全国一律。
- 7) ジャカルタ特別州。
- 8) 全国一律。
- 9) デリ政府直轄地における、未熟練労働者が対象。
- 10) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。
- 11) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。
- 12) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改訂。